

第8 子育てに伴う経済的負担の軽減

1 子育て家庭への経済的支援の充実

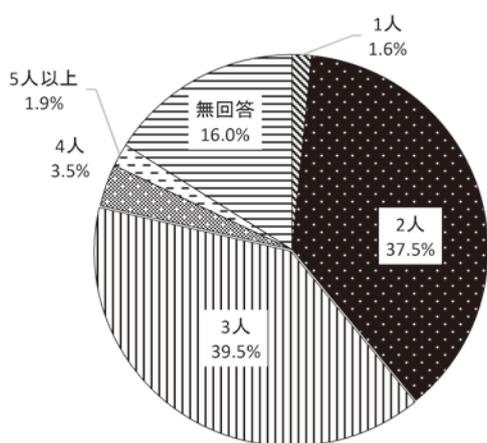
景気や雇用情勢は少しずつ持ち直してきているものの、子育て家庭を取り巻く環境は依然として厳しいものがあり、経済的な不安が子育てに影響を及ぼすことがないように、各種手当や助成制度をはじめとする経済的支援策の充実が必要です。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、成年者の「理想的な子どもの数」、「現実に持ちたい子どもの数」および「理想と考える子どもの数より、現実に持ちたい子どもの数が少ない理由」は、次のとおりとなっています。

【あなたにとって、理想的な子どもの数、現実に持ちたい子どもの数は何人ですか】

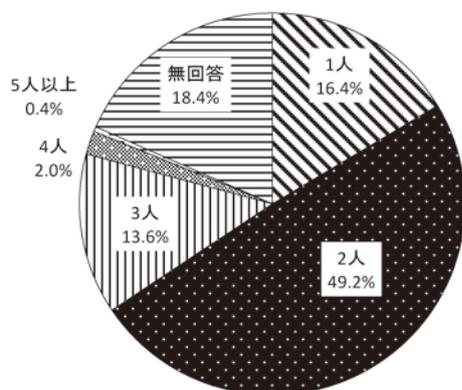
《成年者》

【理想的な子どもの数】



区 分	人数	比率
1人	4	1.6%
2人	96	37.5%
3人	101	39.5%
4人	9	3.5%
5人以上	5	1.9%
無回答	41	16.0%
全 体	256	100.0%

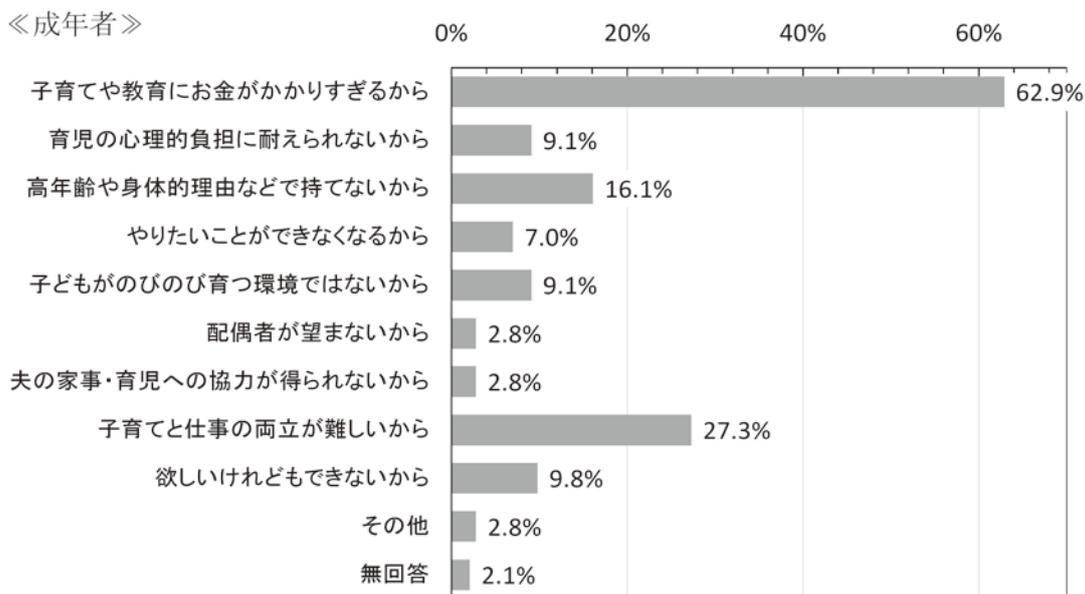
【現実に持ちたい子どもの数】



区 分	人数	比率
1人	42	16.4%
2人	126	49.2%
3人	35	13.6%
4人	5	2.0%
5人以上	1	0.4%
無回答	47	18.4%
全 体	256	100.0%

(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

【理想と考える子どもの数より、現実に持ちたい子どもの数が少ない理由】



(複数回答)

(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

これらの結果を見ると、成年者の理想的な子どもの数は、「1人」が1.6%、「2人」が37.5%、「3人」が39.5%となっていますが、一方、現実に持ちたい子どもの数は、「1人」が16.4%、「2人」が49.2%、「3人」が13.6%で、理想と現実にギャップがあることが分かります。

また、「理想と考える子どもの数より、現実に持ちたい子どもの数が少ない理由」については、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が62.9%と最も多く、子育てに対する経済的負担が大きいことがうかがえ、経済的支援の充実が求められています。

(1) 各種手当の支給・充実

【現状と課題】

子育て家庭への経済的支援として、中学校卒業までの子どもを養育している家庭で一定の所得要件を満たしている場合に児童手当を、ひとり親家庭等で子どもを養育している場合に児童扶養手当を支給していますが、さらなる対象範囲の拡大、手当の額や所得制限限度額の引上げが望まれています。

【施策の方向】

各制度の継続および充実を検討するなど、経済的支援に努めていきます。

《個別事業》

■ 児童手当 [子ども未来部子育て支援課]

家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学生までの児童（15歳到達後、最初の3月31日まで）を養育し、かつ、その児童と一定関係の生計関係にある父または母等（所得の高い方）に手当を支給しています。

■ 児童扶養手当 [子ども未来部子育て支援課]（再掲，143頁）

(2) 医療費等の助成，軽減の実施

【現状と課題】

子育て家庭の経済的負担の軽減はもとより，子どもの健全育成と健康保持の観点から子どもの医療費の一部助成を行っているほか，低所得世帯に配慮しながら，幼稚園児の入園料や保育料を減免する幼稚園就園奨励事業や，保育所保育料の負担軽減を実施していますが，平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行を踏まえた適切な対応とともに，さらなる助成の拡大が求められています。

【施策の方向】

各制度の拡充を図るとともに，新たな支援策について検討していきます。

《個別事業》

■ 私立学校運営費補助金 [子ども未来部子ども企画課]（再掲，102頁）

■ 保育所保育料の軽減 [子ども未来部子ども企画課]

低所得世帯に配慮しながら，保育料に係る階層区分を細分化等することにより，保育料の負担を軽減しています。

また，同一世帯で3人以上入所した場合は，3人目以降を無料としています。

■ 子ども・子育て支援新制度へ移行の幼稚園および認定こども園に係る保育料の軽減
[子ども未来部子ども企画課]

保育所保育料の軽減の実態等を踏まえ，子ども・子育て支援新制度へ移行の幼稚園および認定こども園に係る保育料についても，負担の軽減を図ります。

■ 幼稚園就園奨励事業 [子ども未来部子ども企画課]

子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園においては、経済的な事情により、就園が困難な幼児の保護者の経済的負担を軽減するため、幼稚園児の入園料、保育料の一部または全部を世帯の所得の状況に応じて減免しており、今後も継続していきます。

■ 子ども医療費助成制度 [子ども未来部子育て支援課]

子どもの保険診療内にかかる医療費の一部を一定の要件のもとに助成しており、今後も継続していきますが、併せて、さらなる制度の充実についても検討します。

(3) 就学に係る費用の助成、軽減の実施

【現状と課題】

経済的な理由により、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者（準要保護者）は増加傾向にあり、全児童・生徒数に占める準要保護者数の割合は、平成25年度で28.2%となっております。

このようななか、義務教育の円滑な実施を図るため、就学扶助を行っているほか、高等学校などへの進学のため、入学準備金や奨学金の貸付けを行っていますが、厳しい経済状況の影響などもあり、準要保護者数の増加が懸念されており、経済的支援の拡充が求められています。

また、保護者の世帯所得の状況に応じて、教育・保育に必要な物品の購入等に要する費用等の助成を行うことが求められています。

【施策の方向】

教育費の負担は非常に大きいことから、各制度の継続はもとより、今後、本市の状況を勘案したうえで、支援のあり方についても検討していきます。

《個別事業》

■ 入学準備金貸付事業 [子ども未来部子ども企画課]

高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院または専修学校に入学する生徒の保護者で入学金等の調達が困難な者を対象として入学準備金の貸付けを行っており、今後も継続していきます。

■ 奨学金貸付事業 [子ども未来部子ども企画課]

高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院または専修学校に在学し、経済的理由により就学困難な学生・生徒を対象に奨学金を貸与しており、今後も継続していきます。

■ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 [子ども未来部子育て支援課]

(再掲, 143頁)

■ 就学援助 [教育委員会学校教育部保健給食課]

経済的理由により、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、保護者の負担を軽減するため、給食費や学用品など、必要な援助を行っており、今後も継続していきます。

